

第38回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年8月28日(月)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第192号 非農地証明願いについて

議案第193号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第194号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 | ただ今から第38回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 | 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮りします。

本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請について、
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 瀬底294 登記現況共に、畑 面積718㎡
瀬底1306-1 登記現況共に、畑 面積1329㎡
瀬底1364 登記現況共に、畑 面積692㎡
瀬底1562 登記現況共に、畑 面積457㎡
瀬底1597 登記現況共に、畑 面積1238㎡
瀬底2408-2 登記現況共に、畑 面積1179㎡

譲渡人:本部町在住N氏
譲受人:本部町在住N氏
贈与による所有権移転
添付資料説明

番号2番 健堅1614-2 登記現況共に、畑 面積2995㎡

譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:本部町在住I氏
売買による所有権移転
添付資料説明

番号3番 健堅984-2 登記現況共に、畑 面積1001㎡

譲渡人:本部町在住M氏
譲受人:本部町在住I氏
売買による所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第190号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第190号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 新里296 登記 畑 面積272㎡

譲渡人: 沖繩市在住O氏

譲受人: 中城村在住H氏

転用目的: 共同住宅

転用理由: 共同住宅建設のため

添付資料説明

土地の売買金額は240万円です。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

2番委員 議案第191号の補足説明をさせていただきます。
こちらの土地は見るからに農地として使われておらず、雑草などが生い茂った状態で
事前着工等も無いようでした。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりしましたので、審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第191号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第191号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第192号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第192号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人: 浦添市在住N氏

申請農地: 瀬底4805-1 登記 畑、面積116㎡

申請要旨: 平成5年(株)ザビーチの仮登記の設定以後、畑をしていないため

草木が繁茂しており、申請者も住居が浦添にあるため畑が出来ない。

所有者: 願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人: 本部町在住Y氏

申請農地:北里48-4 登記 畑、面積155㎡
申請要旨:当該地は、山裾状の傾斜地であり、また幅約1mの排水路によって他の土地と分断され、一体的な利用ができない上、形状も悪く農地として利用する事が困難な危険な場所であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:渡久地707-1 登記 畑、面積538㎡
申請要旨:長年畑として使用されておらず一時資材置場として利用されていた経緯はあるが現在は雑草・雑木が繁茂していて畑として利用するのは困難なため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:那覇市在住K氏
申請農地:崎本部4600 登記 畑 面積161㎡
崎本部4603 登記 畑 面積333㎡
崎本4609 登記 畑 面積413㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂しており畑として利用することが困難であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住K氏
申請農地:新里423-2 登記 畑 面積66㎡
申請要旨:長年畑として利用されておらず岩石もあり雑草が生い茂った原野状態で畑として利用出来ないため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明
423-2と書かれていますが分筆して赤枠の部分が423-4番地になっています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

3番委員 補足させていただきます。
まず番号1番は、写真のとおり草木が生い茂っていて畑として利用するのは困難だと思います。

次に番号2番は、説明であった通り水路のそばで、面積も小さく農地としては使いづらい土地だと思います。

次に番号3番は、雑木は生えては無いのですが住宅に挟まれており畑として利用しづらい土地だと思います。

次に番号4番は、3つの土地全て写真でもわかるように草木が生い茂っていて畑をするには適さないとします。

次に番号5番は、土に石が混じっており、面積も小さく非農地にしても問題は無いと思いました。

議案第192号についての補足説明は以上です。

議長 議案第192号の補足説明が終わりしましたので質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第192号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第192号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第193号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第193号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 具志堅2643 登記現況共に、畑 面積460㎡
具志堅2644 登記現況共に、畑 面積432㎡
具志堅2645 登記 山林 現況 畑 面積193㎡
具志堅2646 登記現況共に、畑 面積787㎡
具志堅2647 登記現況共に、畑 面積394㎡

利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、10年間の使用貸借
添付資料説明。

番号2番 備瀬1969 登記現況共に、畑 面積1027㎡
利用権を設定する者:那覇市在住N氏
利用権設定を受ける者:本部町在住Z氏
利用目的:畑、5年7カ月の使用貸借
添付資料説明。

番号3番 野原424-1 登記現況共に、畑 面積1093㎡
利用権を設定する者:沖縄市在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住N氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借
添付資料説明。

番号4番 野原420 登記現況共に、畑 面積1550㎡
利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住N氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借
添付資料説明。

番号5番 伊野波354-n2 登記現況共に、畑 面積2400㎡
利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住M氏
利用目的:畑、2年10カ月の使用貸借
添付資料説明。

番号6番 具志堅428-1 登記現況共に、畑 面積925㎡
具志堅429-1 登記現況共に、畑 面積670㎡
具志堅486-1 登記現況共に、畑 面積722㎡
具志堅487 登記現況共に、畑 面積588㎡
具志堅542-1 登記現況共に、畑 面積467㎡
利用権を設定する者:本部町在住U氏

利用権設定を受ける者:本部町在住M氏
利用目的:畑、10年間の使用貸借
添付資料説明。

番号7番 浦崎1116-1 登記現況共に、畑 面積128㎡
浦崎1120 登記現況共に、畑 面積878㎡
浦崎1125-1 登記現況共に、畑 面積345㎡
浦崎1150 登記現況共に、畑 面積580㎡
浦崎1157 登記現況共に、畑 面積534㎡
浦崎1158 登記現況共に、畑 面積681㎡

利用権を設定する者:本部町在住U氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、5年間の使用貸借
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
(異議なしの声あり)
質問がないようですので、議案第193号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第193号は可決致します。
次に進みます。

議長 議案第194号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について、
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第194号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は2件です。

番号1番 崎本部2592-1 登記現況共に畑 面積870㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、平成39年5月31日までの10年間の賃貸権
添付資料説明。

番号2番 嘉津宇791 登記現況共に畑 面積166㎡
嘉津宇793-1 登記 原野 現況 畑 面積252㎡
嘉津宇793-2 登記現況共に、畑 面積1404㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住I氏
利用目的:畑、平成34年6月30日までの5年間の賃貸権
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。
質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第194号 農地利用配分計画に係る意見決定について、提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第194号は可決いたします。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

5番 大城 清一

6番 仲田 英夫

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義